

全建事発第 032 号
令和 3 年 5 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 12 月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の 0.1% を超えて含有されていた事案が複数確認されています。このため、法第 55 条で規定する石綿等の製造等の禁止の履行確保を図るため、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等を、令和 3 年 5 月 18 日に交付及び告示し、令和 3 年 8 月 1 日から順次施行することとした旨、厚生労働省より、別添のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 01_厚生労働省通知文（基発 0518 第 7 号）
- ・ 02_省令改正等（石綿含有製品対策）の概要
- ・ 03_【官報】厚生労働省告示第 201 号
- ・ 04_【官報】厚生労働省令第 96 号

（担当）事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp